

高齢者施設管理者様

高知県子ども・福祉政策部長寿社会課長

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症の5月8日以降の対応について（通知）

日頃は県の高齢者福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更となりますが、重症化リスクが高い高齢者施設等における感染対策等については、国の通知等を参考に引き続き対策の徹底をお願いします。併せて、令和6年3月末までに策定が義務づけられている業務継続計画の作成・研修・訓練、医療機関との連携強化等についても進めていただきますようお願いいたします。

感染症対策（国の通知等）

- ・国の通知等は、長寿社会課のホームページに掲載しております。
「高齢者施設等における感染対策等について」（R5. 4. 18 付け事務連絡）
「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方について」（R5. 4. 14 付け事務連絡）
「新型コロナワクチン令和5年春開始接種についてのお知らせ」（厚生労働省リーフレット）

また、5月8日以降に感染者が発生した場合における県への報告や集中的検査の取扱い等につきましては下記のとおりとなりますので、お知らせします。

記

1 集団発生した場合の県への報告

○5名以上の集団感染が確認された場合

- ・引き続き速やかに別途様式にて長寿社会課に報告してください。

URL：<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060201/2020040700133.html>

○10名以上又は利用者の半数以上が感染した場合

- ・「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日付け厚生労働省通知）に基づき、まずは市町村等の社会福祉施設等主管部に迅速に報告し、併せて管轄の福祉保健所へも報告してください。

2 集中的検査の実施（入所系のみ）

- ・5月8日以降も引き続き行政検査として集中的検査を実施します。

実施方法は県内全域ではなく、地域において一定数の感染者が発生した場合に、保健所圏域単位により実施する予定です。

実施する場合には、検査エリアや期間について県から別途お知らせいたします。

3 施設内療養（入所系のみ）及びサービス提供体制確保への補助

- ・昨年度に引き続き施設内療養とサービス提供体制確保に必要な経費の補助を行う予定です。
- ・補助要綱が出来次第お知らせいたします。

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（R5. 3. 17 付け厚生労働省事務連絡）

【問合せ先】

高知県子ども・福祉政策部長寿社会課 介護事業者担当
TEL:088-823-9632 FAX:088-823-9259